

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、コーポレートガバナンスについての基本的な考え方や枠組み、運営に係る方針を定めております。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、高いコーポレートガバナンスの意識に裏打ちされた健全な経営と地域特性も踏まえた経営体制の最適化が経営の最重要課題の一つと位置付けております。

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、優れたコーポレートガバナンスの実現を目指します。

当社は、関西みらい銀行及びみなと銀行をはじめとした金融サービスグループの持株会社として、りそなグループのグループガバナンスを尊重しつつ、当グループ全体に対して実効的なコーポレートガバナンスを発揮します。

(当社の企業統治システム)

上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能を強化することが重要と考え、当社の企業統治システムに「監査等委員会設置会社」を選択しております。

取締役の3分の1以上を社外取締役とするとともに人事報酬委員会を設置することにより、議案審議の客観性・透明性を確保し、取締役会による取締役及び執行役員に対する監督機能の強化ならびに公正で透明性の高い経営の実現を図ります。

当社は、当グループが地域社会とともに発展すること等を目的に、子会社各社の自律性を確保しつつ、上記のコーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行います。

(関西みらいフィナンシャルグループ経営理念)

当社グループの各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、「関西の未来とともに歩む新たなりそな金融サービスモデル」を構築すべく、以下の経営理念を掲げております。

関西の未来とともに歩む金融グループとして、  
お客さまとともに成長します。  
地域の豊かな未来を創造します。  
変革に挑戦し進化し続けます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

現在は、当社傘下の関西みらい銀行とみなと銀行が、それぞれの企業年金基金において年金制度を運営しております。

各基金では、受益者代表が半数を占める代議員会で重要事項について決定するほか、人事、財務、市場運用等の精通者が委員として参加する資産運用委員会において、資産運用の基本方針の策定や見直しなどについて協議する等、企業年金の受益者と会社の間における利益相反の適切な管理に努めております。

また、各基金においては企業年金の業務に対して適切な人材を配置しておりますが、当社では、今後、傘下銀行の企業年金制度の統一等を検討していくことに併せて、更に高い専門性を有する人材配置等の取組みを検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、知識・経験・能力をバランスよく備えた構成としておりますが、ジェンダーを含む多様性の確保については、取締役会の更なる実効性向上を図る取組みとして引き続き検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式について】

当社は政策保有株式に関して、「政策保有株式に関する方針」及び「議決権行使基準」を定め、その内容を以下の通り公表しておりますのでご参照下さい。

「政策保有株式に関する方針」

「議決権行使基準」

[https://www.kmfg.co.jp/about/governance/pdf/20181219\\_5f.pdf](https://www.kmfg.co.jp/about/governance/pdf/20181219_5f.pdf)

(取組み状況)

2018年3月末における関西アーバン銀行、近畿大阪銀行、みなと銀行合算の政策保有株式の残高は302億円、2019年3月末の残高は262億円となり、40億円の残高圧縮を行いました。

2019年3月末時点で保有する株式について保有の合理性検証を実施し、現状保有する政策保有株式は何れも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。また、保有の是非を判断するにあたり、資本コストを加味した採算性や中長期的な信用リスク等の観点から個別銘柄毎に検討しております。採算基準は信用コスト控除後収益が資本コストを上回る水準に設定しています。

#### 採算性指標

信用コスト控除後収益 - 資本コスト(貸出金・株式リスクアセット×目標自己資本比率+減損VaR)×資本コスト率

検証の結果、上場株式については株式保有先の取引収益合計が資本コストを上回っていることを確認しております。個別には約7割が基準を満たしておりますが、基準を満たさない保有先を含め、採算改善が必要と判断した保有先との交渉を重ね、改善が見込まれる保有先の株式は継続保有し、改善が困難と判断される保有先については、保有株式の圧縮交渉を行っております。採算改善状況・売却の交渉状況については、定期的にモニタリングをしております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引を行う場合の手続きについては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条(関連当事者との取引の承認)に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しておりますのでご参照ください。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は経営理念を策定し、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1. 基本的な考え方に記載しておりますのでご参照ください。また、当社は中期経営計画を策定し、ホームページで公表しております。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1. 基本的な考え方に記載しておりますのでご参照ください。

##### (3) 報酬決定に当たっての方針と手続き

報酬決定に当たっての方針については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】に記載しておりますのでご参照ください。また、報酬決定に関する取締役会の諮問機関として任意の委員会である人事報酬委員会を設置しております。

##### (4) 取締役候補者の選解任の方針と手続き

取締役候補の指名に当たっての方針は、「取締役に関する基準」に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。また、取締役を含む役員を選解任については、客観性・適時性・透明性を確保するため、独立社外取締役のみで構成する人事報酬委員会において審議を行い、取締役に審議結果を報告し取締役会で決定する手続きとしております。

取締役の再任の是非に関しても、人事報酬委員会を適切なタイミングで開催し、業績等の評価を踏まえて十分審議することとしております。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

##### (5) 取締役候補の個々の指名についての説明

取締役候補の指名についての説明は、「定時株主総会招集のご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/investors/stock/soukai/index.html>

#### 【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会が定める経営陣に対する委任の範囲については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3条(取締役会の体制及び役割)に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では独立社外取締役を3名選任しており、取締役9名のうち3分の1を独立社外取締役で構成しております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準については「取締役に関する基準」に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

#### 【補充原則4-11 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方については、「取締役に関する基準」に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

#### 【補充原則4-11 取締役の上場会社の役員兼任状況】

社外取締役の役員兼任状況は本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】に記載しておりますのでご参照ください。

その他の取締役の上場会社の役員兼任状況は以下のとおりです。

橋本 和正 代表取締役

兼任状況 株式会社ロイヤルホテル 社外監査役

磯野 薫 取締役(非常勤)

兼任状況 株式会社りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員

#### 【補充原則4-11 取締役会の実効性評価及び結果の開示】

< 取締役会評価の実施概要及び目的 >

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条(自己評価)に記載の通り、取締役会は、毎年、各取締役に対して、取締役会等に関する意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、取締役会の運営の改善等に活用することとしております。2018年度においては、全取締役に対して、取締役会の運営、議題、機能等に関する評価をアンケート形式で実施し、2019年5月に開催された取締役会におい

て、その分析及び評価について審議しました。取締役会としては、その分析及び評価結果等を取締役会の更なる改善に活用し、取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図ってまいります。

< 2018年度を取締役会評価結果の概要および今後の課題解決に向けた取組みについて >

2018年度の評価では、取締役会は、全体として「概ね適切」に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

評価アンケートでは、多くの質問項目で「適切」または「概ね適切」との回答が高い割合を占めましたが、一方で、資料・会議運営、社外取締役に対する事前説明・情報提供、当社の中長期的な課題に対する議論について更なる改善が必要との意見がありました。

今回の評価結果で認識した課題を踏まえた2019年度の対応策は以下の通りです。

資料・説明等の改善

取締役会資料への主要な論点の明示、ポイントを押さえた説明の徹底にて説明時間短縮を図ることにより、審議時間の確保及び議論の活性化を図ってまいります。

社外取締役に対する情報提供の充実

経営会議議事録・参考資料の配信等を通じての情報提供の充実、現場見学会等を通じた当社の経営戦略・課題等への理解向上を図り、社外取締役の知見の更なる活用に繋げてまいります。

適切な議題選定と当社課題に対する議論の拡充

付議すべき議題の選定及び議論すべきテーマの策定により議論拡充を図るとともに、取締役会で出された意見・要望等に対しては、適時・適切に対応してまいります。また、当社の中長期的な経営課題等についてのフリーディスカッションを通じて、取締役会として課題認識の共有を図るとともに、今後の戦略についての議論の活性化に繋げてまいります。

2019年度は上記の取組みを中心に、取締役の意見等を踏まえた取締役会運営の見直し等を通じて、取締役会の実効性向上を図ってまいります。

< 評価方法及び評価結果の概要 >

アンケート形式で、下記設問内容(全20項目)について4段階(適切、概ね適切、課題あり、不十分)で評価…全体として「概ね適切」と評価

1. 取締役会運営について 8項目

開催頻度:適切 所要時間:適切 資料構成:概ね適切 各議案の説明:概ね適切 議事進行:適切 改善行動:概ね適切 議論・意見交換:適切 情報提供:概ね適切

2. 取締役会の議題等について 4項目

議題選定:概ね適切 報告の頻度及び内容(リスク・コンプライアンス):概ね適切 報告の頻度及び内容(業務執行状況報告):概ね適切 報告の頻度及び内容(監査等委員会):適切

3. 取締役会の機能について 8項目

多様性の確保:適切 業務執行の監督機能:適切 戦略的議題の議論:概ね適切 適切なリスクテイクを支える環境:概ね適切 適時な意思決定:適切 多角的かつ十分な議案の検討:概ね適切 取締役個人の自己評価(責務・役割):概ね適切 取締役個人の自己評価(様々なステークホルダーを考慮した意思決定):概ね適切

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役に対するトレーニングの方針については、「取締役に関する基準」に記載のとおりであり、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/about/governance/structure.html>

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は「株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針」を定めており、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

<https://www.kmfg.co.jp/investors/ir/dialogue/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社りそなホールディングス	190,721,180	51.20
株式会社三井住友銀行	79,231,815	21.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,227,400	1.40
銀泉株式会社	4,291,484	1.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,723,600	0.99
関西みらいフィナンシャルグループ従業員持株会	3,704,664	0.99
株式会社セディナ	3,551,318	0.95
日本生命保険相互会社	2,894,193	0.77
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,615,177	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,358,600	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社りそなホールディングス(上場:東京)(コード)8308

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は株式上場企業として一定の独立性を確保しており、株式会社りそなホールディングスとの商取引等に関しても、一般的な取引と同様に公正かつ適切に行うものとしております。なお、当社が株式会社りそなホールディングスと行う全ての商取引等については、担当部署によって、業務の健全性、適切性ならびに取引の公正性確保の観点から検証する体制を定めております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

#### (1) 親会社との関係

株式会社りそなホールディングスは当社株式の総議決権の約51%を所有しており、当社の取締役9名中1名(非常勤)が株式会社りそなホールディングスの取締役(監査委員会委員)を兼務しています。当社はりそなグループの1社として、株式会社りそなホールディングスが定める「りそなグループ経営理念」、「グループ内部統制に係る基本方針」等に基づくりそなグループのグループガバナンスを尊重し、りそなグループ各社と幅広い協力体制を構築しつつ、経営上の独立性を確保しながら事業を行ってまいります。

#### (2) 経営の独立性の確保について

当社は、株式会社りそなホールディングスとの関係において経営の独立性を確保すべく、独自の経営判断のもと経営方針及び営業戦略等を策定し経営を行ってまいります。また、取締役の兼務については、当社の非業務執行取締役(非常勤)が株式会社りそなホールディングスの取締役(監査委員会委員)を兼務しているものです。以上の状況から経営の独立性確保に支障はないものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大橋 忠晴	他の会社の出身者													
安田 隆二	他の会社の出身者													
西川 哲也	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 忠晴			(重要な兼職の状況) 川崎重工業株式会社 相談役	製造業の経営者を務めたことによる豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、経営戦略や組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は、2018年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会12回のうち12回、人事報酬委員会9回のうち9回に出席しております。

安田 隆二			(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻特任教授 株式会社ヤクルト本社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役 オリックス株式会社 社外取締役 株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役	企業戦略に関する専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、成長戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は、2018年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査等委員会12回のうち11回、人事報酬委員会9回のうち9回に出席しております。
西川 哲也			(重要な兼職の状況) 株式会社ディーファ 代表取締役 レックス工業株式会社 非常勤監査役	公認会計士ならびに税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しております。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は取締役4名(うち社外取締役3名、委員長は社外取締役)にて構成され、社外取締役3名は東京証券取引所の規定に基づく独立役員であり、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。  
監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室の設置やそのスタッフの業務執行部門からの独立性の確保、執行役員等が監査等委員会へ報告すべき事項など、会社法等で定められた監査等委員会の職務遂行に必要な事項を取締役会で決議しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部から内部監査基本計画等の重要事項について報告を受け協議を行うとともに、内部監査部からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて直接、内部監査部に対して調査等の具体的指示を出し報告を求めるなど、内部監査部と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備しております。  
更に、会計監査人から監査の結果及び監査実施状況等につき定期的に報告を受けているほか、常勤の監査等委員が会計監査人・内部監査部との三様監査間による意見交換を原則毎月実施するなど連携の強化を図っております。  
このように、監査等委員会、会計監査人、内部監査部は、経営の透明性と客観性を確保すべく、相互に連携し、コーポレートガバナンスの有効性を発揮するよう努めております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

## 補足説明

委員会の独立性並びに意思決定プロセスの透明性・客観性を確保するために、委員は社外取締役のみで構成する一方、社内取締役等が委員会の求めに応じて、役員人事や役員評価・報酬にかかる考え方、方針等を説明できることとしており、委員会審議の実効性向上を図ることとしております。

2018年度においては、人事報酬委員会は9回開催し、当社及びグループ銀行の役員人事に関する事項及び2018年度の報酬内容ならびに2019年度の報酬制度等について審議しております。なお、社外取締役である3名の委員は全ての委員会に出席しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

社外取締役はすべて東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明

「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

基本的な考え方

・役員の報酬等に関する事項については、客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役のみにより構成する人事報酬委員会において審議を行い、その結果を踏まえ取締役会で決定します。

・役員の報酬制度はグループ統一の制度とし、当グループの経営理念の実現に向け、健全なインセンティブとして機能する内容とします。

報酬体系

(2018年度の報酬体系)

業績連動報酬を含む新しい報酬制度を2019年度から導入するための準備期間としての位置付けであり、固定報酬のみの構成としております。

(2019年度の報酬体系)

・当社及びグループ銀行の役員を対象としたグループ統一の制度を2019年4月に導入しております。

・業務執行取締役、執行役員(以下「業務執行役員」)は、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備する観点から、役職位別報酬(固定/現金報酬)と業績連動報酬(現金報酬・株式報酬)による構成としております。

・新しい報酬制度導入に伴う、業績連動報酬に関する最初の評価期間は2019年4月から2020年3月であり、その評価を反映した報酬を2020年7月から支給します。

・なお、2019年度(2019年7月から2020年6月まで)の報酬は、新しい報酬制度における役職位別報酬及び業績連動報酬に基づき支給しますが、業績連動報酬部分については、その内訳(現金報酬と株式報酬の比率)を含め、前年度(2019年3月期)の会社業績等を踏まえて決定するものとします。

・社外取締役等の非業務執行取締役は、公正な立場から経営の監査・監督を担う立場であることを踏まえ固定報酬のみの構成としております。

<新しい報酬制度に基づく業務執行役員の報酬体系>

役職別報酬		業績連動報酬		合計
(固定報酬)		(変動報酬)		
現金報酬	現金報酬	株式報酬		
70%	20%	10%		100%

#### a. 役職位別報酬

・役職位毎の職責に応じて支給します。

#### b. 業績連動報酬

・現金報酬と株式報酬で構成し、株式報酬は「株式取得目的報酬」により支給します。

株式取得目的報酬

自社株の取得に用途を限定した報酬であり、支給された金額のうち一定割合を「関西みらいフィナンシャルグループ役員持株会」に抛出し自社株を取得する方式です。

#### 業績連動報酬の額の決定方法

・業績連動報酬は、現金報酬・株式報酬とも、前年度の会社業績と個人業績の結果に応じて決定します。

・会社業績は、各指標の達成状況により3段階で評価し、個人業績は、役員毎に設定した目標の達成状況により5段階で評価します。会社業績の指標は、企業価値の健全な向上を促進する観点から、収益性、健全性及び効率性の3つのカテゴリーより選定しております。

・当社とグループ銀行を兼務する役員の会社業績評価については、兼務の状況により、当社の業績評価のみで判定する場合と当社ならびに兼務するグループ銀行の業績評価を別個に行ったうえで合算し判定する場合があります。

・業績連動報酬の支給額は、会社業績評価と個人業績評価の組み合わせにより、標準額を100%とした場合、0%から150%の間で変動します。

<会社業績指標> ( )は当該指標を選択した理由

・収益性 親会社株主に帰属する当期純利益

(期間におけるすべての経済活動によりどれだけ収益を上げることができたかを測る観点から、最終の損益である「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用するもの)

・健全性 連結自己資本比率

(資産の健全性を確保しつつ成長実現を図ることが重要であるとの認識のもと、どれだけ資産の健全性が確保されているかを測る観点から「連結自己資本比率」を採用するもの)

・効率性 連結OHR

(業務改革の徹底等による経費コントロールの重要性を踏まえ、どれだけ効率的に収益を上げることができたかを測る観点から、連結業務粗利益に対する経費の割合を表した指標である「連結OHR」を採用するもの)

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の全般活動にかかるサポートについては、取締役会事務局であるコーポレートガバナンス室が行い、監査等委員としての活動にかかるサポートについては、監査等委員会室が行います。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
尾野 俊二	みなと銀行特別顧問	外部団体への就任等	非常勤 報酬あり	2018/3/31	2年 (更新有)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

・当社に相談役・顧問等はありませんが、当社のグループ銀行においては、元代表取締役社長等である顧問等が地域性・公共性の高い社会貢献活動等に従事するため、必要に応じて外部団体の公職等に就任する場合があります。

・上記は、当社のグループ銀行であるみなと銀行の特別顧問の状況について記載しております。

・特別顧問は、当社経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、定例報告等も実施しておりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○ガバナンス体制の状況

### (1) 取締役会

取締役会は、当グループの経営上の重要な事項にかかる意思決定と代表取締役と執行役員に対する職務執行の監督を行っております。現在、当社の取締役9名の構成は、代表取締役が4名、非執行取締役が2名、社外取締役が3名となっております。その結果、3分の1が独立性の高い社外取締役で構成されるとともに、過半数を非執行の取締役が占めております。

当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、代表取締役は、取締役会の関与のもとで執行役員にその権限の一部を委譲し、業務を執行させております。また、取締役会は執行役員の中から社長執行役員を選定し、社長執行役員は当社の業務執行を統轄しております。上記制度の導入を通じて、業務執行の迅速化と効率化を図るとともに取締役会の監督機能の強化を図っており、2018年度は19回開催しております。

### (2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は取締役4名(うち社外取締役3名、委員長は社外取締役)にて構成され、社内取締役1名を常勤の監査等委員に選定して

おります。

監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っており、2018年度は12回開催しております。

監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室の設置やそのスタッフの業務執行部門からの独立性の確保、執行役員等が監査等委員会へ報告すべき事項など、会社法等で定められた監査等委員会の職務遂行に必要な事項を取締役会で決議しております。

なお、監査等委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任され、特に財務及び会計に関する十分な知見を有する者を1名以上含めることとしております。

### (3) 人事報酬委員会

当社は、当社及びグループ銀行の取締役、監査役ならびに執行役員の人事及び報酬決定のプロセスにかかる透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意の委員会である人事報酬委員会を設置しております。人事報酬委員会は独立性の高い社外取締役3名によって構成され、役員の人事及び報酬に関する重要事項について審議を行い、取締役会に対して結果を報告することとしており、2018年度は9回開催しております。このような社外取締役の関与を通じて取締役会の機能強化を図っております。

### (4) 経営会議

経営に関する全般的な重要事項ならびに重要な業務執行案件を決議、報告する機関として、経営会議を設置しております。経営会議は、社長執行役員及び担当執行役員、副担当執行役員で構成され、積極的な議論を行うことで経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しており、2018年度は47回開催しております。また、経営会議には、内部監査に関する重要事項を決議・報告する機関として監査経営会議を、人事に関する重要事項ならびに個別事項を決議・報告する機関として人事経営会議を設置しております。

## 監査の状況

### (1) 監査等委員会による監査の状況

監査等委員会は、内部統制システムに係る取締役会での決議内容及び当社の内部統制システムの整備状況等を踏まえて監査の基本方針・基本計画を決議しております。監査等委員会においては、監査方針・計画に基づき、取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を求めるほか、グループ銀行代表取締役・監査役との意見交換等を通じ、取締役及び執行役員の職務の執行を監査しております。また、常勤監査等委員による重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、グループ銀行監査役・会計監査人・内部監査部門との意見交換、内部統制部門からの報告等を通じて得られた情報をもとに監査等委員会にて審議を行い、必要に応じ取締役会等に内部統制システムの整備・運用に資する提言を行っております。なお、監査等委員会の審議の概要については、開催の都度、取締役会に報告しております。

### (2) 内部監査の状況

監査部門として、取締役会の指揮の下に内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役員を任命する等、業務担当部署からの独立性を確保しております。

内部監査部においては、監査等委員会室を除く全ての業務及び業務担当部署を対象として監査を行い、業務の健全性・適切性、企業価値の向上に努めております。年度の監査の基本方針及び基本計画については、監査等委員会と協議の上、取締役会の承認を得て策定しております。

内部監査の結果については、監査経営会議、監査等委員会及び取締役会へ報告しております。さらに、監査対象部署の改善状況については、定期的に監査経営会議に報告するとともに監査等委員に報告することとしております。

内部監査部は会計監査人と情報交換を図るなど、連携に努める旨を規程に定めており、会計監査人からの監査の結果等につき定期的に報告を受けております。

監査等委員会は、内部監査部から内部監査計画等の重要な事項について報告を受け協議を行うとともに、内部監査部からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて直接、内部監査部に対して調査等の具体的な指示を出し報告を求めるなど、内部監査部と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備しております。また、コンプライアンス統括部及びリスク統括部等の内部統制部門との連携を通じて、内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、取締役会に対する報告を定期的に行っております。

上記のとおり内部監査、会計監査及び監査等委員会監査は、経営の透明性と客観性を確保すべく、相互に連携し、コーポレートガバナンスの有効性を発揮するよう努めてまいります。

### (3) 会計監査の状況

2018年度会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

有限責任監査法人トーマツ

増村 正之氏 (2年)

山口 圭介氏 (2年)

岸野 勝氏 (2年)

(その他補助者20名)

( )内年数は、継続監査年数

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が重要と考えており、企業統治システムとして、「監査等委員会設置会社」を選択しております。また、取締役の3分の1を社外取締役として招聘するとともに人事報酬委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることで、取締役会による、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の監督を実効性あるものとしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年定時株主総会招集通知については、開催日(6月26日)の23日前(6月3日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年定時株主総会は6月26日に開催いたしました。今後とも他社の開催動向を勘案の上、可能な限り集中日を回避するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	2018年定時株主総会からインターネット上での議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年定時株主総会から機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2018年定時株主総会から招集通知及び参考書類の英文版を作成し、東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。
その他	当社は、株主総会を株主の皆さまとのコミュニケーションを図る重要な機会ととらえ、真摯な対応で臨み、株主の皆さまに分かりやすい説明を行うことを心がけております。なお、当社のホームページには株主総会招集通知・参考書類等を掲載するとともに、定款や株式取扱規則も公開しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「グループ情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定めております。また、その内容はディスクロージャー誌、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした会社説明会を開催し、代表者が決算概要や経営戦略等を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算後、アナリスト・機関投資家を対象とした会社説明会を開催し、代表者が決算内容や経営戦略等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRプレゼンテーション資料、決算短信、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:グループ戦略部広報室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」、「関西みらいWAY(関西みらいフィナンシャルグループ行動宣言)」及び「グループCSR基本方針」等を定め、お客さま、株主、社会、従業員などすべてのステークホルダーとともに、地域経済及び地域社会の持続的な発展を目指しております。また、2019年4月には2030年のSDGs達成に向け、金融サービスの提供を通じた活力あふれる地域社会を実現していくためのコミットメント(約束)として、「2030年SDGs達成に向けたコミットメント(関西みらいSustainability Challenge 2030)」を定めました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、優先的に取り組むべき環境・社会課題を「地域」「少子高齢化」「環境」「人権」の4つのテーマに特定し、コミットメントの実現に取り組むことにより、環境・社会課題の解決と持続的成長の両立を目指してまいります。具体的な取り組みは、ディスクロージャー誌、当社ホームページ等を通じて公開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ステークホルダーの皆さまが当社の実態を正しく理解・評価できるよう、当社は情報開示及び財務方針に関する基本方針を定めた「グループ情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、経営情報の積極的な開示の充実に努めております。

その他

ダイバーシティ・マネジメント  
多様性がもたらす創造的摩擦は新しい価値をもたらす競争優位性の源泉であり、また、多様性を受容する企業カルチャーの浸透・定着は組織パフォーマンス向上とシナジー効果の最大限発揮につながるという認識のもと、女性活躍推進をはじめとする年齢・性別等に捉われないダイバーシティ&インクルージョンの実現に向け取り組んでまいります。  
(女性の活躍推進への取組みに関して)  
チャレンジ意欲に溢れる有能な女性社員の積極的な登用に取り組んでいくとともに、女性社員のキャリア意識醸成のための育成・研修体系の整備・拡充、並びに仕事と育児等のライフイベントとの両立支援に向けた人事制度・職場環境の整備等、自律的なキャリア形成と長期の就業へのサポートに継続的に取り組んでまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

当社はグループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制の実現を目的として内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

はじめに

当社及びグループ各社( )は「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと本基本方針を定め、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制の実現を目指します。また、株式会社りそなホールディングスが定める「りそなグループ経営理念」、「グループ内部統制に係る基本方針」等に基づきりそなグループのグループガバナンスを尊重し、その価値観を共有します。

会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定めております。

1. 業務の有効性及び効率性の向上
2. 財務報告の信頼性の確保
3. 法令等の遵守
4. 資産の保全

内部統制システムの構築(基本条項)

内部統制の目的を達成するため、グループ共通の「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT(Information Technology)への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めます。この方針を踏まえ当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定めております。

1. 当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項
3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
4. 当社及びグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。)に関する事項
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
7. 前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性の確保に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査等委員会への報告体制に関する事項
9. 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

(法令等遵守に係る体制整備の状況)

当社及びグループ各社においてコンプライアンス基本方針等を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員等からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらいコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「関西みらい会計監査ホットライン」を設置しております。

「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらい会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付し、受付した全ての事案について、社外取締役である監査等委員長に直接報告することで、制度の信頼性や透明性の向上を図っております。

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討するため、当社及びグループ銀行をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。

また、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関して、グループ各社において態勢を整備し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性向上に向けた対応策について、コンプライアンス委員会において協議・報告しております。

(リスク管理に係る体制整備の状況)

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。

グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理に関する規程等を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、不良債権処理による多額の損失計上の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスクにおける2つの柱と位置付けております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンテンツンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復(業務継続・復旧)が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

(内部監査に係る体制整備の状況)

内部監査は、当社及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上に資することを目的としております。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役員を任命しております。また、監査等委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させる体制を整備することにより、社長執行役員等に対する監督・牽制を強化しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は「1.反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。2.反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する。」ということを基本的な考え方としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

1.社内規則の整備状況

当社は「グループコンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

2.対応部署及び不当要求防止責任者

当社及びグループ各社に設置されたコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対応等を行っております。

各グループ銀行では、不当要求防止責任者を各営業拠点に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

3.外部の専門機関との連携状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

4.反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

5.対応マニュアルの整備状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス・マニュアル等に反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

6.研修活動の実施状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス基本方針等において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

7.暴力団排除条項の導入

取引開始等の際に、当該取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合やお取引先が反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠としての条項(いわゆる「暴力団排除条項」)を、各グループ銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【関西みらいフィナンシャルグループにおける適時開示体制模式図】

